

参 考 資 料

(議案第 4 6 号 , 第 4 9 号 ~ 第 5 1 号)

1	合併協定項目の審議状況	P	1 ~ 3
2	今回審議する協定項目			
	ア	合併の期日	P 4 ~ 6
	イ	使用料, 手数料等の取扱い	P 7 ~ 11
	ウ	補助金, 交付金等の取扱い	P 12 ~ 13
	エ	契約事務の取扱い	P 14 ~ 18

合併協定項目の審議状況

太字：今回審議する協定項目

基本 類型		項 目	提 案	審 議 状 況	備 考
基本 項目	1	合併の方式	第1回協議会	承認済	
	2	合併の期日	第1回協議会 第4回協議会	承認済（目標時期）	
	3	新市の名称	第1回協議会	承認済	
	4	新市の事務所の位置	第1回協議会	承認済	
合併 新法 に 基 づく 協 議 事 項	5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会	承認済	
	6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会	承認済	
	7	地方税の取扱い	第3回協議会	承認済	
	8	一般職の身分の取扱い	第2回協議会	承認済	
そ の 他 協 議 事 項	9	地域自治制度の取扱い	第1回協議会 第3回協議会 第4回協議会	承認済（基本方針） 承認済（素案）	
	10	財産の取扱い	第2回協議会	承認済	
	11	特別職の身分の取扱い	第2回協議会	承認済	
	12	条例，規則等の取扱い	第2回協議会	承認済	

基本 類型	項 目	提 案	審 議 状 況	備 考	
その他協議事項	1 3	事務組織及び機構の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 4	一部事務組合の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 5	使用料, 手数料等の取扱い	第 4 回協議会		
	1 6	公共的団体等の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 7	補助金, 交付金等の取扱い	第 4 回協議会		
	1 8	町名・字名の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	1 9	慣行の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	2 0	契約事務の取扱い	第 4 回協議会		
	2 1	各種事務事業の取扱い			
	(1)	交通関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	(2)	消防団関係事業の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	(3)	国民健康保険関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	(4)	コミュニティ関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
(5)	環境・清掃関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済		
(6)	介護保険関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済		
(7)	保健衛生関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済		

基本 類型		項 目	提 案	審 議 状 況	備 考
その他協議事項		(8) 社会福祉・援護関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(9) 高齢者福祉関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(10) 障害者福祉関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(11) 児童福祉関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(12) 商業・観光・工業関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(13) 農林水産関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(14) 建設関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(15) 都市計画関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(16) 水道関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(17) 下水道関係事業の取扱い	第3回協議会	承認済	
		(18) 学校教育関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済	
(19) 社会教育関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済			
基本計画	2 2	合併市町村基本計画	第1回協議会	承認済（作成方針）	
			第2回協議会	承認済（素案）	
			第4回協議会		

ア 合併の期日

1 第1回協議会での審議・承認事項

「合併の期日は、平成19年3月を目途として、宇都宮地域合併協議会において協議して定める日とする。」

2 合併の期日

「合併の期日は、平成19年3月31日とする。」

3 期日選定の主な理由

- ・ 年度末を合併期日とすることで、一般的な社会生活面や分かりやすさ等の点から受け入れられやすい。
- ・ 3月31日(土)は閉庁日であることから、新市の行政サービスへの移行に影響が少ない。
- ・ 住民サービス提供の基本となる電算システムの切替えや稼働確認作業を円滑に行うには、2日程度の連続した閉庁日を利用することが適切であり、31日を合併期日とすることで、期間が確保できる。

* 中核市等の先進事例 = 35例中、26例が「土・日曜日」、「月曜日」に該当 ... 「中核市等の合併期日事例」(5ページ)参照

* 県内事例 = 9例すべて該当 ... 「県内の合併期日事例」(6ページ)参照

【参考】平成19年3月カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

○ = 土・日, 月曜日

中核市等の合併期日事例

都道府県	自治体名	合併期日	曜日	備考	都道府県	自治体名	合併期日	曜日	備考
鹿児島県	鹿児島市	H16.11.1	月		富山県	富山市	H17.4.1	金	
北海道	函館市	H16.12.1	水		愛知県	豊田市			
群馬県	前橋市	H16.12.5	日		奈良県	奈良市			
長野県	長野市	H17.1.1	土		青森県	青森市			
愛媛県	松山市				静岡県	浜松市	H17.7.1	金	
高知県	高知市				岡山県	倉敷市	H17.8.1	月	
大分県	大分市				香川県	高松市	H17.9.26	月	9.23~25は連休
長崎県	長崎市	H17.1.4	火		新潟県	新潟市	H17.10.10	月	10.8~10は連休
秋田県	秋田市	H17.1.11	火	1.10は祝日	岐阜県	岐阜市	H18.1.1	日	
大阪府	堺市	H17.2.1	火		愛知県	岡崎市			
広島県	福山市				宮崎県	宮崎市			
福岡県	久留米市	H17.2.5	土		長崎県	長崎市	H18.1.4	水	
三重県	四日市市	H17.2.7	月		香川県	高松市	H18.1.10	火	1.7~9は連休
山口県	下関市	H17.2.13	日		群馬県	高崎市	H18.1.23	月	
新潟県	新潟市	H17.3.21	月	3.19~21は連休	広島県	福山市	H18.3.1	水	
岡山県	岡山市	H17.3.22	火	〃	神奈川県	相模原市	H18.3.20	月	3.21は祝日
千葉県	柏市	H17.3.28	月		滋賀県	大津市			
____: 時期を異にした複数回の合併を行った自治体					兵庫県	姫路市	H18.3.27	月	

* 網掛け: 「土・日曜日」(連続した閉庁日) または 「月曜日」(土・日曜日等の閉庁日明け), その他祝日等が絡む日を合併期日としている例

* 平成17年4月1日に合併した自治体のうち, 富山市, 豊田市, 奈良市は, 当初3月31日を合併期日としていたが, 旧合併特例法の改正により, 財政支援が受けられる合併期限が1年延長となったことから, 合併期日を4月1日に変更

県内の合併期日事例

自治体名	合併関係市町村(旧市町村)	合併期日	曜日	備考
那須塩原市	黒磯市, 西那須野町, 塩原町	H17.1.1	土	
佐野市	佐野市, 田沼町, 葛生町	H17.2.28	月	
さくら市	氏家町, 喜連川町	H17.3.28	月	
大田原市	大田原市, 湯津上村, 黒羽町	H17.10.1	土	
那須烏山市	南那須町, 烏山町	H17.10.1	土	
那珂川町	馬頭町, 小川町	H17.10.1	土	
鹿沼市	鹿沼市, 栗野町	H18.1.1	日	
下野市	南河内町, 石橋町, 国分寺町	H18.1.10	火	1.7~9は連休
日光市	今市市, 日光市, 足尾町, 藤原町, 栗山村	H18.3.20	月	

* 網掛け:「土・日曜日」(連続した閉庁日)または「月曜日」(土・日曜日等の閉庁日明け), その他祝日等が絡む日を合併期日としている例

イ 使用料，手数料等の取扱い

協定項目	使用料，手数料等の取扱い			所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	<p>1 施設等の使用料については，原則として現行のまま新市に引き継ぎ，段階的に基準を見直す。 ただし，法定外公共物占用料については宇都宮市の制度に統一する。</p> <p>2 手数料については，原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし，墓園共用施設管理手数料及び一般廃棄物処理（し尿処理）手数料については，現行のまま新市に引き継ぎ，段階的に調整する。</p>				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 主な使用料	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
老人福祉センター（入館）	390 円（大人） 〔60 歳以上は無料〕 200 円（中学生以下）	無料	無料 <総合福祉センター>	〔上河内町〕集会室，教養娯楽室等の使用は有料（無料，減免措置あり） 〔河内町〕風呂，会議室等の使用は有料	
墓園	230,000 円 <東の杜>	100,000～130,000 円 <東山霊園>	250,000 円 <河内北霊園>	永代使用料	
生涯学習センター・公民館	（午前）630 円 <中央・201 学習室>	（1 時間）210 円 <中央・第 2 会議室>	（2 時間まで）200 円 <中央・第二研修室>		
運動場（野球場）	（1 時間）570 円 <石井緑地>	（1 時間）1,050 円 <町民運動場>	（30 分）150 円 <河内運動公園>		
テニスコート	（1 時間）340 円 <屋板運動場>	（1 時間）630 円 <上河内テニスコート>	（1 時間）100 円 <河内運動公園>		
農業集落排水処理施設	（1 月）世帯割 3,045 円 人員割 336 円	-	（1 月）世帯割 2,000 円 人員割 250 円		
道路・準用河川占用料（電柱）	（1 年，1 件） 1,250 円	（1 年，1 件） 1,250 円	（1 年，1 件） 1,250 円		
法定外公共物占用料（電柱）	（1 年，1 件） 853 円	（1 年，1 件） 831 円	（1 年，1 件） 853 円	宇都宮市の制度に統一	

2 主な手数料	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
課税証明	(1件) 400円	(1件) 200円 (納税証明のみ 100円)	(1件) 300円	
資産登録事項証明	(1枚, 6物件) 400円	(1枚, 5物件) 200円	(1枚, 6物件) 300円	
地籍図閲覧	(1回, 1時間) 400円	(1時間) 200円	(1件) 300円	
住民諸証明	(1件) 400円	(1件) 200円 (世帯全員の証明6人以上10以下は 400円, 11人以上は500円)	(1件) 300円 (世帯全員の住民票 4人以上は400円)	
市民証の交付	(1件) 400円	-	-	
農地等証明	(1件) 400円	0円	(1件) 300円	
試乗標識交付	(1件) 500円	-	-	
健康診査 (集団検診・基本健康診査)	1,260円	1,000円	1,000円	
墓園共用施設管理(霊園)	(1年, 1㎡) 1,365円	(1年, 1区画) 2,000円	(1年, 1区画) 1,000円・1,500円	現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整する。
臨時運行許可	(1両) 750円	(1両) 750円	(1両) 750円	
住民基本台帳閲覧	(1件) 300円	(1件) 100円	(1件) 150円	
戸籍謄本	(1通) 450円	(1通) 450円	(1通) 450円	
住宅用家屋証明	(1件) 1,300円	(1件) 1,300円	(1件) 1,300円	
督促	-	(1通) 100円	(1通) 100円	
老人ホームヘルパー派遣 (家事援助・課税世帯)	(1時間) 208円	(1時間) 208円	(1時間) 210円	

		宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
一般廃棄物処理 (し尿処理)	一般世帯	世帯割(1回)283円50銭 人員割(1月)367円50銭	世帯割(1回)270円 人員割(1月)350円	世帯割(1回)270円 人員割(1月)350円	現行のまま新市に引き継ぎ,段階的に調整する
	事業所等	18ℓにつき 210円	18ℓにつき200円	18ℓにつき200円	
事業系一般廃棄物処理		10キログラムにつき 216円	-	-	上河内町・河内町は宇都宮市に処理を委託
粗大ごみ(家庭用廃棄物)		(1個又は1組)810円	(1個又は1組)800円	(1個又は1組)800円	
一般廃棄物収集運搬業,処分業許可申請		(1件)16,000円	(1件)12,000円	(1件)10,000円	
産業廃棄物収集運搬業許可申請		(1件)81,000円	-	-	中核市事務
浄化槽保守点検業登録申請		(1件)28,000円	-	-	中核市事務
浄化槽清掃業許可申請		(1件)16,000円	(1件)12,000円	(1件)16,000円	
墓園使用許可証再交付		(1件)420円	(1件)100円	-	
衛生検査等(証明書交付)		(1通)690円	-	-	中核市事務
犬の登録		(1頭)3,000円	(1頭)3,000円	(1頭)3,000円	
温泉利用許可申請(保健所)		(1件)35,000円	-	-	中核市事務
診断書等 (救急診療所普通診断書)		(1件)2,100円	-	-	
鳥獣飼養登録申請等		(1件)3,400円	(1件)3,400円	(1件)3,400円	

	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
計量検査（出張検査分銅運搬）	（1件）900円	-	-	
優良住宅新築認定申請	（1件）6,200円	（1件）6,200円	（1件）6,200円	100㎡以下
優良宅地造成認定申請	（1件）86,000円	（1件）86,000円	（1件）86,000円	0.1ha未滿
建築物建築確認	（1件）5,000円	-	-	30㎡以内
屋外広告物許可申請等	（1件）300円	-	-	電柱広告，中核市事務
危険物施設設置許可	（1件）5,400円	（1件）5,400円	（1件）5,400円	仮貯蔵施設
宅地造成許可申請	（1件）12,000円	-	-	500㎡以内，中核市事務
少量危険物タンク等検査	（1件）6,000円	（1件）6,000円	（1件）6,000円	水圧検査・600リットル以下
図書館資料複製	（1枚）30円	-	-	マイクロフィルム
排水設備等計画確認	（1件）800円	-	（1件）300円	
排水設備等検査	（1件）1,400円	-	（1件）700円	
排水設備等工事店指定	（1件）12,000円	-	（1件）12,000円	

イ 使用料，手数料等の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年1月11日合併 編入 1市2町）

使用料，手数料等については，原則として秋田市の制度に統一する。ただし，一部の使用料，手数料等については，経過措置を講ずるものとする。

イ 前橋市の例（平成16年12月5日合併 編入 1市1町2村）

1 施設等の使用料については，原則として現行のまま新市に引き継ぎ，段階的に基準を見直すものとする。

2 手数料については，前橋市の制度に統一するものとする。

3 公共物の使用料及び占用料については，前橋市の制度に統一するものとする。ただし，公共物の使用料及び道路占用料は，経過措置により段階的に調整するものとする。

4 「23 各種事務事業の取扱い」において定める使用料，手数料等の取扱いについては除く。

ウ 相模原市の例（平成19年3月11日合併予定 編入 1市1町）

1 施設等の使用料については，原則として現行のまま新市に引き継ぐ。

2 道路，河川等の占用料については，原則として相模原市の制度に統合する。

3 手数料については，原則として相模原市の制度に統合する。

エ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併 編入 1市5町）

1 使用料については，現行どおりとする。ただし，行政財産の目的外使用料等については，合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また，市民農園使用料等については，平成17年度に一元化するものとする。

2 手数料については，合併時に一元化するものとする。ただし，船員法関係の手数料については，現行どおりとする。

(2) 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は，第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は，当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき，手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金，使用料，加入金及び手数料に関する事項については，条例でこれを定めなければならない。この場合において，手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては，当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき，政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2～3略

ウ 補助金，交付金等の取扱い

協定項目	補助金，交付金等の取扱い	所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	<p>補助金，交付金等については，原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし，統一に時間を要する補助金等については，各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら，調整を図る。</p>		
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応			
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人にやさしいバス導入促進補助金，ふるさと宮まつり開催委員会交付金，サマーフェスティバル実行委員会補助金 など <p>2 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間ドック及び脳ドック補助金，地域集会所等建設費補助金，農業近代化資金利子補給金 など <p>3 原則として宇都宮市の制度を基準に，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整するもの，又は，新市に移行後も当分の間現行どおりとし，段階的に調整するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会への補助金，社会福祉協議会補助金，障害者関係団体への補助金，商工会議所・商工会への補助金 など <p>4 廃止の方向で調整するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園運営費補助金（園外保育），特別保育事業費補助金（保育所体験，小学校低学年児童受入） など 			

ウ 補助金，交付金等の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

補助金等については，秋田市の制度に統一する。ただし，一部の補助金等については，当該制度の目的を勘案して調整する。

イ 相模原市の例（平成 19 年 3 月 11 日合併予定 編入 1 市 1 町）

補助金，交付金等の取扱いについては，従来からの経緯，実情等に配慮して次のとおり調整する。なお，義務的補助金を除く全ての補助金，交付金等について，合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は，統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は，合理的な理由がある場合については，当面現行制度を認めるが，市域全体の均衡を保つように原則合併後 3 年以内を目途に調整する。

ウ 松山市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 2 市 1 町）

公共的団体等に交付している補助金等については，各団体の統合の状況，過去の経緯・実情などに配慮した上で，検討することとし，当面，次のとおり調整を図る。

- 1 合併時又は合併後に統合する団体に対する補助金等については，団体運営の目的，事業の目的・行政効果等を総合的に勘案し，一本化する。
- 2 北条市及び中島町独自の目的を持った団体が存続した場合の補助金等については，従来の実績を参考に，松山市の例規，先例等を基準とし，新市全体の均衡を保つように調整に努める。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

- 1 1 市 5 町間で制度が異なる負担金，補助金及び交付金については，鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5 町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金，補助金及び交付金については，当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

(2) 関係法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（寄附又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は，その公益上必要がある場合においては，寄附又は補助をすることができる。

公益上必要かどうかを一応認定するのは，長及び議会であるが，この認定は全くの自由裁量行為ではないから，客観的にも公益上必要であると認められなければならない。（昭 28.6.29 行政事例）

定義

- ・ 補助金とは，広義では政府から地方公共団体若しくは民間に対し，又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し，各種の行政上の目的をもって交付される現金給付をいう。
- ・ その一般的性格としては，相当の反対給付を受けないものであること，交付を受けた相手が利益を受けるものであること，交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。
- ・ 交付金とは，法令又は条例，規則等により団体あるいは組合等に対して，地方公共団体の事務を委託している場合において，当該事務の報償として受託団体に交付するものをいう。

エ 契約事務の取扱い

協定項目	契約事務の取扱い			所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	<p>契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一する。</p> <p>ただし、平成19年度から平成21年度までに限り、上河内町及び河内町を施工場所とする5,000万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。</p>				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇都宮市	上河内町	河内町	備考	
1) 建設工事					
制限付き一般競争入札	185件	-	-	宇都宮市の制度に統一する。 ただし、平成19年度から平成21年度までに限り、上河内町及び河内町を施工場所とする5,000万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。	
指名競争入札	863件	52件	63件		
随意契約	6件	2件	3件		
低入札価格調査制度又は最低制限価格制度	低入札価格調査制度を採用 111件	最低制限価格制度を採用	最低制限価格制度を採用		
発注標準等	別紙のとおり (18ページ)	別紙のとおり (18ページ)	別紙のとおり (18ページ)		
2) 工事関連委託					
指名競争入札	142件	12件	12件	宇都宮市の制度に統一する。	
随意契約	6件	1件	14件		

	宇都宮市	上河内町	河内町	備考
3) 入札制度				
入札制度検討委員会	4回	-	1回	宇都宮市の制度に統一する。
入札適正化委員会	3回	-	-	
談合情報	1件	-	2件	
業者の指名停止	25件	1件	19件	
4) 入札参加有資格者登録業者数				
建設工事	1,459者	524者	581者	宇都宮市の制度に統一する。
コンサルタント等	618者	263者	291者	
物品・業務委託	1,819者	376者	453者	
5) 物品等契約				
指名競争入札	121件	1件	2件	宇都宮市の制度に統一する。
随意契約 (小額な随意契約を除く)	35件	2件	14件	
6) 業務委託				
指名競争入札	540件	1件	39件	宇都宮市の制度に統一する。
随意契約 (小額な随意契約を除く)	250件	23件	65件	

エ 契約事務の取扱い

(1) 先進事例

ア 会津若松市の例（平成16年11月1日合併 編入 1市1村）

入札・契約事務は、合併時に会津若松市の制度に統一する。ただし、北会津地域における建設工事に関する入札制度は、合併年度及び合併翌年度に限り、現行のとおりとする。

イ 新潟市の例（平成17年10月10日合併 編入 1市1町）

入札制度については、新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については、弾力的に対応する。

ウ 長岡市の例（平成18年1月1日合併 編入 1市1町）

建設工事の発注基準等は、長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年程度は現行どおりとする。

エ 松山市の例（平成17年1月1日合併 編入 2市1町）

工事等の入札・契約制度については、松山市の制度に統一する。ただし、北条市域及び中島町域における平成16年度中の入札方法等は、従前のとおり実施する。

オ 佐世保市の例（平成18年3月31日合併 編入 1市1町）

佐世保市の制度に統合する。ただし、合併後、それぞれの地域性等を考慮した指名選定方法で対処する。

カ 延岡市の例（平成18年2月20日合併 編入 1市2町）

指名業者選定は、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新年度から延岡市の例により統一する。ただし、地域性を考慮した業者選定を行う。

(2) 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令

の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。)を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

1)建設工事 主な発注標準等:1市2町(等級区分・発注基準額・管内登録業者数)

工種	宇都宮市					上河内町					河内町				
	等級	基準点数	発注基準額	指名業者数	登録業者数 (宇都宮市内)	等級	基準点数	発注基準額	指名業者数	登録業者数 (上河内町内)	等級	基準点数	発注基準額	指名業者数	登録業者数 (河内町内)
土木一式工事	A	900点以上	2,800万円以上	14者	36者	A	900点以上	3,000万円以上	8者以上	0者	A	900点以上	3,000万円以上	8者以上	0者
	B	900点未満 800点以上	2,800万円未満 1,500万円以上	12者	59者	B	900点未満	3,000万円未満	6者以上	8者	B	899点以下	3,000万円未満	6者以上	17者
	C	800点未満 710点以上	1,500万円未満 800万円以上	10者	78者										
	D	710点未満	800万円未満	8者	82者										
建築一式工事	A	900点以上	1億円以上	12者	26者	A	850点以上	5,000万円以上	8者以上	0者	A	850点以上	5,000万円以上	8者以上	0者
	B	900点未満 790点以上	1億円未満 1,000万円以上	10者	42者	B	850点未満	5,000万円未満	6者以上	4者	B	849点以下	5,000万円未満	5者以上	6者
	C	790点未満	1,000万円未満	8者	80者										
舗装工事	A	840点以上	900万円以上	12者	35者	A	900点以上	1,000万円以上	6者以上	0者	A	850点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
	B	840点未満 740点以上	900万円未満 500万円以上	10者	58者	B	900点未満	1,000万円未満	5者以上	8者	B	849点以下	1,000万円未満	5者以上	12者
	C	740点未満	500万円未満	8者	68者										
管工事	A	900点以上	3,000万円以上	14者	25者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
	B	900点未満 770点以上	3,000万円未満 1,900万円以上	12者	41者	B	800点未満	1,000万円未満	5者以上	3者	B	799点以下	1,000万円未満	5者以上	5者
			1,900万円未満 700万円以上	10者											
C	770点未満	700万円未満	8者	64者											
電気工事	A	900点以上	3,000万円以上	14者	22者	A	850点以上	1,000万円以上	6者以上	1者	A	850点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
	B	900点未満 790点以上	3,000万円未満 1,900万円以上	12者	26者	B	850点未満	1,000万円未満	5者以上	0者	B	849点以下	1,000万円未満	5者以上	4者
			1,900万円未満 700万円以上	10者											
C	790点未満	700万円未満	8者	33者											
造園工事	A	780点以上	1,000万円以上	12者	20者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者	A	800点以上	1,000万円以上	6者以上	0者
			1,000万円未満 500万円以上	10者		B	800点未満	1,000万円未満	5者以上	0者	B	799点以下	1,000万円未満	5者以上	9者
	B	780点未満	500万円未満	8者	31者										

- 1) 等級 : 入札に参加する業者を指名するうえで、会社の施工能力に合わせた区分。
- 2) 基準点数 : 工種ごとに工事の売上げ額や会社の規模、経営状況等を基に会社の施工能力・技術力を表すために算出した点数を等級に区分したものの。
- 3) 発注基準額 : 工事の設計金額を施工能力等を考慮して等級に区分した額。